

# 安全データシート(SDS)

## 1 製品及び会社情報

製品名	YAMALUBE マットカラー専用クリーナー 300ml		
品番	-		
会社名	梶屋ケミカル株式会社		
住所(本社)	〒460-8330 愛知県名古屋市上前津二丁目9番29号	開発部	
担当部門	0566-82-5811	FAX番号	0566-83-2600
電話番号	同上		
緊急連絡の電話番号			
主な用途	パイク用マットカラーヘルメットのクリーナー		
作成日	2016年2月10日	改定日	(版)

## 2 危険有害性の要約

### [GHS分類]

・可燃性・引火性のエアゾール	区分1
・引火性液体	区分2
・急性毒性 経口	区分外
経皮	区分外
吸入:ガス	区分外
吸入:ガス蒸気	区分外
吸入:粉塵、ミスト	区分外
・皮膚腐食・刺激性	区分外
・眼損傷・刺激性	区分2
・呼吸器感作性	区分外
・皮膚感作性	区分外
・生殖細胞変異原性	区分外
・発がん性	区分外
・生殖毒性	区分2
・特定標的臓器・全身毒性(単回暴露)	区分1(中枢神経系、全身毒性) 区分3(呼吸器刺激)
・特定標的臓器・全身毒性(反復暴露)	区分1(血液系) 区分2(呼吸器、肝臓、脾臓)
・吸引性呼吸器有害性	区分外
・水生環境急性有害性	区分外
・水生環境慢性有害性	区分外
・オゾン層への有害性	分類できない

### ラベル要素

### [絵表示]



炎



感嘆符



健康有害性

### [注意喚起語]

## 危険

### [有害性情報]

- ・極めて可燃性／引火性の高いエアゾール
- ・高圧容器:熱すると破裂のおそれ
- ・引火性の高い液体および蒸気
- ・強い眼刺激
- ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
- ・臓器<中枢神経系、全身毒性>の障害
- ・呼吸刺激を起こすおそれ
- ・長期にわたる、又は反復ばく露による臓器<血液系>の障害
- ・長期にわたる、又は反復ばく露による臓器<呼吸器、肝臓、脾臓>の障害のおそれ

**【安全対策】**

- ・ 使用前に取扱説明書を入手すること。
- ・ すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・ 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。—禁煙。
- ・ 裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。
- ・ 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器／を使用すること。
- ・ 火花を発生させない工具を使用すること。
- ・ 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
- ・ 使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと。
- ・ 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
- ・ 取扱い後はよく手を洗うこと。
- ・ この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- ・ 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
- ・ 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

**【応急処置】**

- ・ 皮膚(又は髪)に付着した場合は、汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。  
皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
- ・ 吸入した場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- ・ 眼に入った場合は、水で数分間注意深く洗うこと。  
コンタクトレンズを装着していて容易に外せる場合は外すこと。  
その後も洗浄を続けること。
- ・ 眼の刺激が続く場合は、医師の診断／手当てを受けること。
- ・ 暴露または暴露の懸念がある場合は、医師の診断／手当を受けること。
- ・ 飲み込んだ場合は、無理に吐かせず、医師の診断を受ける。
- ・ 気分が悪い時は、医師に連絡すること。
- ・ 火災の場合：消火するために炭酸ガス、泡または粉末消火器を使用すること。

**【保管】**

- ・ 子供の手の届かない所に施錠して保管すること。
- ・ 涼しく換気の良い場所で保管すること。
- ・ 直射日光の当たる所や温度が40°C以上になる所、凍結する所には置かないこと。

**【廃棄】**

- ・ 中身を使い切ってから廃棄する。
- ・ 内容物や容器を廃棄する場合は、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

**3 組成、成分情報**

化学物質・混合物の区別 : 混合物

成分名	CAS No.	含有量(%)	PRTR法No.	安衛法No.	備考
イソプロピルアルコール	67-63-0	85 ~ 90	非該当	494	
水	7732-18-5	5 ~ 10	非該当	非該当	
フッ素樹脂	開示しない	1未満	非該当	非該当	
炭酸ガス	124-38-9	1 ~ 5	非該当	非該当	

PRTR法No.:特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)  
対象化学物質の政令番号

安衛法No.:労働安全衛生法(安衛法)第57条の2第1項政令指定物質の政令番号

**4 応急処置****【吸入した場合】**

- \* 新鮮な空気の場所に移動させ安静にする。

**【皮膚に付着した場合】**

- \* 清水で洗い流す。異常がある場合は、医師の診断を受けること。

**【目に入った場合】**

- \* 直ちに大量の清浄な流水で、15分以上洗浄する。瞼の裏まで完全に洗うこと。
- \* コンタクトレンズを着用し、容易にとれる場合は、コンタクトレンズをはずし、更に洗浄を続ける。
- \* 医師の診断を受けること。

**【飲み込んだ場合】**

- \* 無理に吐かせず、医師の診断を受けること。

## 5 火災時の措置

### 【消化剤】

- \* 水[ × ]、炭酸ガス[ ○ ]、泡[ ○ ]、粉末[ ○ ]、乾燥砂[ ○ ]

### 【消火方法】

- \* 可燃性のあるものを周囲から速やかに取り除くこと。
- \* 消火作業は、指定の消化剤を使用し、可能な限り風上から行なう。
- \* 火災の現場にエアゾール製品があると爆発する恐れがあるので、消火活動には距離を十分にとること。
- \* 水を消火に用いてはならない。
- \* 高温にさらされる製品容器には水をかけて冷却する。

### 消火を行う者の保護

- \* 適切な保護具(耐熱着衣、有機ガス用防毒マスク、手袋等)を着用する。

## 6 漏出時の措置

### 【人体に対する注意事項】

- \* 作業の際には適切な保護具(保護手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。
- \* 付近の着火源・高温体及び付近の可燃物を素早く取り除き、換気をよくする。
- \* 衝撃、静電気にて火花が発生しないような、材質の用具を用いて回収する。
- \* 風上から作業し、風下の人を退避させる。
- \* 着火した場合に備えて、消火用機材を準備する。
- \* 付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置をすること。

### 【環境に対する注意事項】

- \* 流出した製品が河川等に排出され、環境へ流出しないように注意する。

### 【除去方法】

- \* 回収後の少量の残留分は、土砂(おがくず・土・砂・ウェス等)で吸着させ取り除いた後、残りをウェス、雑巾等でよく拭き取る。
- \* 少量の場合、おがくず、ウェス、砂等を用いて吸着させて、密閉できる空容器に回収する。

## 7 取り扱い及び保管上の注意

### 【取り扱い】

- \* 温度が40℃以上の所や火気のある所では取扱わないこと。
- \* 周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
- \* 容器は衝撃や落下又は引きずる等の乱暴な取扱いをしてはならない。
- \* 容器は使用の都度キャップをかぶせること。

### 【局所排気・全体排気】

- \* 局所排気内、または全体換気のある場所で取扱い、蒸気が滞留しないようにする。

### 【安全取り扱い注意事項】

- \* 保護眼鏡、保護手袋等の適切な保護具を着用する。

### 【適切な保管条件】

- \* 直射日光の当たるところや温度が40℃以上になる所に保管しないこと。
- \* 通気の良い場所に保管すること。
- \* 火気、熱源から遠ざけて保管すること。
- \* 子供の手の届かない所に、施錠して保管すること。

## 8 暴露防止及び保護措置

### 【設備対策】

- \* 取扱設備は防爆型を使用する。
- \* 排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。
- \* 取扱場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれれないような設備とする。
- \* 局所排気装置などにより作業者が暴露から避けられるような設備とする。

### 【保護具】

- |            |   |
|------------|---|
| * 呼吸器用の保護具 | : 防毒マスク(有機ガス用)を使用する。密閉された場所では、送気マスクを着用する。 |
| * 目の保護具    | : 保護眼鏡を着用する。                              |
| * 皮膚の保護具   | : 有機溶剤または化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。            |
| * その他      | : 導電性安全靴を着用する。                            |

### 【許容濃度】

成分名	管理濃度	日本産業衛生学会	許容濃度 ACGIH(TLV)
イソプロピルアルコール	200 ppm	400 ppm	200 ppm
水	規定なし	規定なし	規定なし
フッ素樹脂	—	—	—
炭酸ガス	規定なし	5000 ppm	5000 mg/m <sup>3</sup>

## 9 物理的及び化学的性質

### 【物理的状態】

状態

色

臭い

pH

沸点

沸点範囲

融点

引火点

発火点

爆発限界

蒸気圧

蒸気密度

密度(比重)

溶解性

オクタノール/水分配係数

分解温度

その他のデータ

原液

液体:[○](エアゾール包装で容器内部は、液体状態)

気体:[○](解放時)

固体:固体状[ ], 粉末状[ ], ペースト状[ ]

無色透明

アルコール臭

データなし

データなし

82 ~ 100 °C

データなし

データなし

11.7 °C (イソプロピルアルコール)

460 °C (イソプロピルアルコール)

(下限) (上限)

2.0 ~ 12.0 vol%

データなし

データなし

0.82(中心値) (20°C)

水に可溶

データなし

データなし

データなし

## 10 安定性及び反応性

### 【安定性】

\* 通常の条件では安定

### 【反応性】

\* 強酸化剤と反応し、火災や爆発の危険をもたらす。高温においてアルミニウムを腐食する。

### 【危険有害な分解生成物】

\* 燃焼により一酸化炭素、二酸化炭素、ホルムアルデヒド、フッ化水素やフッ化カルボニル等を生じる。

### 【その他の反応性情報】

\* 常用温度(20°C)では缶内圧は、約0.42MPaであるが、40°C以上になると爆発の恐れがある。

## 11 有害性情報

### 【成分の健康有害性情報】

物質名	急性毒性(LD50、LC50等)				
	経口	経皮	吸入(ガス)	吸入(蒸気)	吸入(粉塵、ミスト)
イソプロピルアルコール	区分外	区分外	分類対象外	区分外	分類できない
水	区分外	区分外	分類対象外	区分外	区分外
フッ素樹脂	区分外	分類対象外	分類対象外	分類対象外	分類対象外
炭酸ガス	分類できない	分類できない	区分外	分類対象外	分類対象外

物質名	皮膚腐食／刺激性	眼損傷／刺激	呼吸器感作性	皮膚感作性	生殖細胞変異原性
イソプロピルアルコール	区分外	区分2	分類できない	分類できない	分類できない
水	区分外	区分外	区分外	区分外	区分外
フッ素樹脂	区分外	区分外	区分外	分類対象外	分類対象外
炭酸ガス	分類できない	分類できない	分類できない	分類できない	分類できない

物質名	発がん性	生殖毒性	特定標的臓器(単回)
イソプロピルアルコール	分類できない	区分2	区分1(中枢神経系、全身毒性)、区分3(気道刺激性)
水	区分外	区分外	区分外
フッ素樹脂	分類対象外	分類対象外	分類対象外
炭酸ガス	分類できない	分類できない	区分3(麻酔作用)

物質名	特定標的臓器(反復)	吸引性呼吸器有害性
イソプロピルアルコール	区分1(血液系)、区分2(呼吸器、肝臓、脾臓)	分類できない
水	区分外	区分外
フッ素樹脂	分類できない	分類できない
炭酸ガス	分類対象外	分類対象外

**12 環境影響情報****【成分の水性環境有害性情報】**

物質名	水生環境有害性(急性)	水生環境有害性(慢性)	オゾン層への有害性
イソプロピルアルコール	区分外	区分外	分類できない
水	区分外	区分外	分類できない
フッ素樹脂	区分外	区分外	データなし
炭酸ガス	分類できない	分類できない	分類できない

**13 廃棄上の注意****【残余廃棄物】**

- \* 中身を使い切ってから廃棄する。
- \* 容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝にそのまま流さないこと。
- \* 排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託をすること。

**【汚染容器・包装】**

- \* 内容物や容器を廃棄する際は、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄業者に業務委託して下さい。

**14 輸送上の注意****【共通】**

- \* 取扱い及び保管上の注意の項の一般的注意に従う。
- \* 運搬に際しては、容器を40°C以下に保ち、転倒、落下並びに損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

**【陸上輸送】**

- \* 消防法、労働安全衛生法、ほか法令の輸送について定めるところに従うこと。

**【海上輸送】**

- \* 船舶安全法に定めるところに従う。

**【航空輸送】**

- \* 航空法に定めるところに従う。

**【国際規制】**

国連番号 : 1950 国連分類 : クラス2. 1(高圧ガス) 指針番号 : 126

**15 適用法令**

高圧ガス保安法	: エアゾールの為、非該当
消防法	: 第4類 アルコール類 危険等級 II
毒物及び劇物取締法	: 混合物の為、非該当
労働安全衛生法	: 危険物(引火性の物) 名称を表示すべき有害物質含有 通知対象物質含有 有機溶剤中毒予防規則(第二種有機溶剤含有)
化学物質排出把握管理促進法	: 非該当
船舶安全法	: 引火性液体
航空法	: 引火性液体
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令	

**16 その他の情報（引用文献）**

- \* 化学物質等安全データシート(MSDS)
- \* GHSに基づく化学物質等の分類方法 JIS Z 7252
- \* GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS) JIS Z 7253
- \* 産業中毒便覧(医歯薬出版株式会社)
- \* 14705の化学薬品(化学工業日報社)
- \* 改訂第2版 労働安全衛生法 MSDS対象物質全データ(化学工業日報社)
- \* 改訂第2版 緊急時応急措置指針(日本規格協会)
- \* 危険物船舶運送及び貯蔵規則(海文堂)
- \* GHS分類結果データベース(独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ)
- \* GHS対応SDS・ラベル作成ガイドブック 改訂第2版(日本塗料工業会)
- \* GHS対応版ラベル・MSDS作成マニュアル(日本オートケミカル工業会)
- \* 溶剤ポケットブック(オーム社)

記載内容は現時点での入手できた資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、全ての情報を網羅したものではなく、情報の正確さ、完全性を保証するものではありませんので、新しい情報によって改訂されることがあります。

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取扱う事業者に提供されるものです。取扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱いなどの実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いします。従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。